

公共建築工事積算基準等資料の改正について

新旧対照表

改定前	改定後
<p>第3編 共通費 第1章 共通事項</p> <p>1 [略] 2 [略] 3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p><u>(1)</u> 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率はそれぞれ以下のとおりとする。なお主たる工事とは発注時の工事種別をいう。 <u>イ</u> 共通仮設費率は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。 <u>ロ</u> 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。 <u>ハ</u> 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。</p> <p><u>(2)</u> 主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。<u>なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。</u></p> <p>※軽微な工事とは、原則として次のいずれかに該当するものをいう。また、工事内容、工事費の費率等を考慮し、適切に対応する。 <u>イ</u> 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の工事費の1/20以下又は300万円以下の場合 <u>ロ</u> 工事内容、工事費及び工期から判断して、イに準ずるとみなせる場合</p>	<p>第3編 共通費 第1章 共通事項</p> <p>1 [略] 2 [略] 3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p><u>(1) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合</u></p> <p><u>イ</u> 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率はそれぞれ以下のとおりとする。<u>なお主たる工事とは発注時の工事種別をいう。</u></p> <p><u>(イ)</u> 共通仮設費率は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。</p> <p><u>(ロ)</u> 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。</p> <p><u>(ハ)</u> 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。</p> <p><u>ロ</u> 主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。</p> <p>※軽微な工事とは、原則として次のいずれかに該当するものをいう。また、工事内容、工事費の費率等を考慮し、適切に対応する。 <u>(イ)</u> 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の工事費の1/20以下又は300万円以下の場合 <u>(ロ)</u> 工事内容、工事費及び工期から判断して、<u>(イ)</u>に準ずるとみなせる場合</p>

(3) 共通費の算定方法は、設計図書の変更は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

ハ 共通費の算定方法は、設計図書の変更は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

(2) 昇降機設備工事を主たる工事又は主たる工事以外として含む場合
イ 当該昇降機設備工事費に対する共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、(1)イ.による。

ロ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

表 2-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数 (鉄筋コンクリート造)

階数	規格	存置日数			備考
		100 m ² 未満	300 m ² 未満	500 m ² 未満	
P 1	25 t	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	

表 2-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数 (鉄筋コンクリート造)

階数	規格	存置日数			備考
		100 m ² 未満	300 m ² 未満	500 m ² 未満	
P 1	25 t	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	

表 2-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数

階数(N)	規格	存置日数	備考
1	16 t	<u>4</u> × A + 1	
2	16 t	<u>8</u> × A + 2	
3	16 t	<u>12</u> × A + 3	
4	ロングスパン工事に用エレベータ 1t 未満	18.5 × N + 40.5	建築面積 1,000 m ² ごとに 1 台
5	ロングスパン工事に用エレベータ 1t 未満	18.5 × N + 40.5	建築面積 1,000 m ² ごとに 1 台

表 2-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数

階数(N)	規格	存置日数	備考
1	16 t	<u>2.3</u> × A	
2	16 t	<u>5.4</u> × A	
3	16 t	<u>8.5</u> × A	
4	ロングスパン工事に用エレベータ 1t 未満	18.5 × N + 40.5	建築面積 1,000 m ² ごとに 1 台
5	ロングスパン工事に用エレベータ 1t 未満	18.5 × N + 40.5	建築面積 1,000 m ² ごとに 1 台

第4編 単価、価格等
第1章

7 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

国単価基準 第1編2(4)による場合で、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状況等（実勢価格帯）を確認する。

なお、当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なことを確認の上、原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び原価を決定する。

第4編 単価、価格等
第1章 共通事項

7 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

(1) 見積価格

国単価基準 第1編2(4)による場合で、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状況等（実勢価格帯）を確認する。

なお、当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なことを確認の上、原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び原価を決定する。

(2) 価格決定の参考とする見積書の留意事項

見積書は紙（ファクシミリ含む）又は電磁的記録によることから、単価及び価格決定の参考とするために取得した見積書が、当該工事対象のものであることを見積担当者等へ確認し、「確認済」を見積書又は見積比較表に記載（手書きメモ等）する。

なお、いずれの場合でも製造業者又は専門工事業者の社印、担当者印は省略可。（担当社印の代替としての直筆署名は不要）

附 則

この資料は、令和3年5月1日以降に、予算執行伺いの決済を受ける工事から適用する。